

西秋川衛生組合ごみ処理施設維持管理状況報告書に係る計画

1 焼却施設の概要

施設 の 名 称 : 西秋川衛生組合ごみ処理施設 (焼却施設)
設 置 場 所 : あきる野市高尾521番地
使 用 開 始 : 平成26年4月1日
炉形式・運転形式 : 流動床式ガス化熔融炉
処 理 能 力 : 117 t/日 (58.5 t/日×2炉)
炉 床 面 積 : 2.5 m²/炉
補助燃料の種類 : 灯油
ごみの低位発熱量 : 1,170~2,650 KCal/kg
ガス化炉温度 : 500~600℃
溶 融 炉 温 度 : 1,200~1,350℃
熔融後二次空気室温度 : 800~950℃
一般廃棄物の種類 : 都市ごみ
ガス処理方式 : バグフィルタ、触媒反応塔

2 維持管理情報に係る計画

測定項目及び測定頻度等については、次のとおりとする。

なお、維持管理の情報については、測定結果の得られた日の翌月の末日に公表する。

① 焼却した一般廃棄物の種類、数量

- ・ 数量については、焼却クレーン荷重計により計測したものとする。
- ・ 数量は、1か月分を集計し、毎月報告する。

② 燃焼室中の燃焼ガス温度

- ・ 測定位置は、熔融炉燃焼温度を計測する。
- ・ 維持管理上の基準値を800℃以上とし、運転管理温度は1,200~1,350℃に設定する。
- ・ 測定温度は、連続測定した数値 (立上げ、立下げ日等を除く) から月平均を算出し、毎月報告する。

③ バグフィルタに流入する燃焼ガス温度

- ・ 燃焼ガス温度は、排ガス測定中の煙道温度
- ・ 測定位置は、バグフィルタ入口にて計測する。
- ・ 維持管理上の基準値は、おおむね200℃以下とする。
- ・ 測定温度は、連続測定した数値 (立上げ、立下げ日等を除く) から月平均を算出し、毎月報告する。

④ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

- ・ 測定位置は、触媒反応塔出口にて計測する。
- ・ 維持管理上の基準値は、1時間平均100ppm以下、4時間平均30ppm以下とする。

裏面につづく

- 測定結果は、連続測定した数値（立上げ、立下げ日等を除く）から月平均を算出し、毎月報告する。

なお、測定結果は、酸素濃度 12%換算値とする。

- ⑤ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去
 - ばいじんの除去については、ごみ焼却施設の定期清掃時に実施する。
 - 除去回数は、1号系及び2号系の炉ごとにそれぞれ、年に1回、実施する。
- ⑥ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシンの濃度
 - 測定位置は、1号系及び2号系の煙突中間部で、計測する。
 - 維持管理上の公害防止基準値を $0.01 \text{ ng-TEQ/m}^3 \text{ N}$ 以下にする。
 - 測定結果は、年に4回報告する。
- ⑦ 煙突から排出される排ガス中のばい煙排出量又は濃度
 - 測定位置は、1号系及び2号系の煙突中間部で、計測する。
 - 測定項目、測定頻度等は、別表1のとおり
 - 維持管理上の公害防止基準値は、別表1の太線枠内のとおりとする。

別表1 排ガス中のばい煙排出量又は濃度の測定項目、測定頻度及び維持管理上の公害防止基準等

測定項目	測定頻度	法令規制値及び公害防止基準値			摘 要
		単位	法令規制値	公害防止基準値	
硫黄酸化物	4回/年	$\text{m}^3 \text{ N/h}$	※	—	K値規制 17.5
		ppm	—	5以下	酸素濃度 12%換算値
ばいじん		$\text{g/m}^3 \text{ N}$	0.15以下	0.005以下	酸素濃度 12%換算値
塩化水素		ppm	430以下	10以下	酸素濃度 12%換算値
窒素酸化物		ppm	250以下	40以下	酸素濃度 12%換算値

※ 硫黄酸化物の基準値は、K値規制（地域規制）が総量規制のため、排出ガス温度、排出ガス量及び排出ガス流速により変化する。

- ⑧ 固形燃料及び固形燃料保管設備内に係る記録については、該当しない。

3 維持管理情報

ごみ処理施設の維持管理情報は、別添の維持管理情報報告書のとおりとする。

なお、維持管理情報については、1号系及び2号系の炉ごとの報告となる。